

医療用機器等の特別償却

1. 医療用機器等の特別償却

青色申告している医療法人が、平成21年3月31日までの間に、次の表に掲げる減価償却資産で**新品**のものを取得し**事業の用に供した場合には**、初年度において取得価額の一定割合の特別償却ができます。

(算式)

$$\text{医療用機器等の償却限度額} = \text{普通償却限度額} + \frac{\text{特別償却限度額}}{\text{医療用機器等の取得価額}} \times \text{特別償却割合}$$

対象法人	対象資産	特別償却割合
医療保健業を営む法人	医療用機器（医療用の機械及び装置、器具及び備品で1台又は1基の取得価額が500万円以上のもの）（医療の安全に資する機器を除く）	14%
	医療の安全に資する機器（人工呼吸器、シリンジポンプ、生体情報モニタ、分娩監視装置、特殊寝台など限定列挙）、救急医療用機器（救急医療用の機械及び装置並びに器具及び備品のうち特定の病院に設置される心疾患又は脳疾患の治療に著しく資する特定の機器で1台又は1基の取得価額が2,700万円以上のもの）	20%

(注) 医療用機器とは、直接医療の用に供される機械及び装置並びに器具及び備品をいいます。病院、診療所等が所有している減価償却資産でも、車両運搬具である救急車・レントゲン車、事務用の器具及び備品、給食用設備等はこれに該当しません。